

目 次

条 例	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合公平委員会負担金条例の一部を改正する条例	2
2 新潟県自治会館条例の一部を改正する条例	2
公 告	
予算の要領について（令和 3 年度補正予算）	2
（令和 3 年度一般会計補正予算（第 2 号））	3
（令和 3 年度職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号））	4
（令和 3 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号））	4
（令和 3 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号））	5
（令和 3 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号））	6
（令和 3 年度交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号））	6
予算の要領について（令和 4 年度予算）	7
（令和 4 年度一般会計予算）	7
（令和 4 年度職員退職手当支給事業特別会計予算）	9
（令和 4 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算）	10
（令和 4 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計予算）	11
（令和 4 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算）	12
（令和 4 年度交通災害共済事業特別会計予算）	13
監査委員公表	
定例監査（財務監査）結果の公表について	14

条 例

次に掲げる条例を別紙の原本のとおり公布する。

令和 4 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

- (1) 新潟県市町村総合事務組合公平委員会負担金条例の一部を改正する条例
（新潟県市町村総合事務組合条例第 1 号）
- (2) 新潟県自治会館条例の一部を改正する条例
（新潟県市町村総合事務組合条例第 2 号）

新潟県市町村総合事務組合条例第 1 号

新潟県市町村総合事務組合公平委員会負担金条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合公平委員会負担金条例（平成 18 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公平審査等負担金) 第 4 条 組合市町村等の職員による勤務条件に関する措置の要求の審査若しくは不利益処分についての <u>審査請求</u> の審査又は苦情の処理に要する経費については、管理者が公平審査等負担金として定め、当該組合市町村等がこれを負担しなければならない。	(公平審査等負担金) 第 4 条 組合市町村等の職員による勤務条件に関する措置の要求の審査若しくは不利益処分についての <u>不服申立て</u> の審査又は苦情の処理に要する経費については、管理者が公平審査等負担金として定め、当該組合市町村等がこれを負担しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第 2 号

新潟県自治会館条例の一部を改正する条例

新潟県自治会館条例（平成 18 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表の(1) 施設等使用料のエ 駐車場使用料の表中「3,400」を「5,000」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 4 年 2 月 10 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された令和 3 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 2 号）、令和 3 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）、令和 3 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号）、令和 3 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）及び令和 3 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領を次のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

令和3年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第2号）

令和3年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,594千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ806,924千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 使用料及び手数料		185,341	△1,594	183,747
	1 使用料	185,341	△1,594	183,747
歳入合計		808,518	△1,594	806,924

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		718,989	△115,413	603,576
	1 総務管理費	718,784	△115,413	603,371
4 積立金		14,120	113,819	127,939
	1 基金積立金	14,120	113,819	127,939
歳出合計		808,518	△1,594	806,924

第2表 債務負担行為補正

1 追加

（単位：千円）

事項	期間	限度額
会議室ネットワーク設備工事	令和3年度から令和4年度まで	2,136
電話交換機更新工事設計及び監理業務	令和3年度から令和4年度まで	1,287
会議室 Web 会議用機器導入業務	令和3年度から令和4年度まで	979
新潟県自治会館大規模改修事業 本館空調設備改修工事設計及び監理業務	令和3年度から令和5年度まで	21,458
職員研修に係る委託料及び印刷製本費	令和3年度から令和4年度まで	37,780

2 変更

（単位：千円）

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
新潟県自治会館別館 ゴンドラ更新工事	令和3年度から 令和4年度まで	37,200	令和3年度から 令和4年度まで	62,000

令和3年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ933,473千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,154,080千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		33,721	1,750	35,471
	1 財産運用収入	33,720	1,750	35,470
4 繰越金		1	931,723	931,724
	1 繰越金	1	931,723	931,724
歳入合計		5,220,607	933,473	6,154,080

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		3,795,321	630,750	4,426,071
	1 退職手当事業費	3,766,040	630,750	4,396,790
2 積立金		1,399,193	302,723	1,701,916
	1 基金積立金	1,399,193	302,723	1,701,916
歳出合計		5,220,607	933,473	6,154,080

令和3年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業
特別会計補正予算（第1号）

令和3年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,049千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	3,049	3,050
	1 繰越金	1	3,049	3,050
歳入合計		32,338	3,049	35,387

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積立金		40	3,049	3,089
	1 基金積立金	40	3,049	3,089
歳 出 合 計		32,338	3,049	35,387

令和3年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別
会計補正予算（第1号）

令和3年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,174千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入
歳出それぞれ1,720,930千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額
は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 財産収入		2,895	17	2,912
	1 財産運用収入	2,894	17	2,911
5 繰越金		394	4,157	4,551
	1 繰越金	394	4,157	4,551
歳 入 合 計		1,716,756	4,174	1,720,930

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積立金		2,894	4,174	7,068
	1 基金積立金	2,894	4,174	7,068
歳 出 合 計		1,716,756	4,174	1,720,930

令和3年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算(第1号)
 令和3年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算(第1号)
 は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ684千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,059千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		1,536	25	1,561
	1 財産運用収入	1,535	25	1,560
4 繰越金		1	659	660
	1 繰越金	1	659	660
歳入合計		32,375	684	33,059

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		1,535	684	2,219
	1 基金積立金	1,535	684	2,219
歳出合計		32,375	684	33,059

令和3年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)
 令和3年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,096千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ997,971千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		14,021	△83	13,938
	1 財産運用収入	14,020	△83	13,937

3 繰入金		490,037	△50,000	440,037
	1 基金繰入金	490,037	△50,000	440,037
4 繰越金		1	92,179	92,180
	1 繰越金	1	92,179	92,180
歳入合計		955,875	42,096	997,971

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		535,355	△50,000	485,355
	1 交通災害共済事業費	494,551	△50,000	444,551
2 積立金		419,920	92,096	512,016
	1 基金積立金	419,920	92,096	512,016
歳出合計		955,875	42,096	997,971

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和4年2月10日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された令和4年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算、令和4年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算、令和4年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算、令和4年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算、令和4年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算及び令和4年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

令和4年2月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

令和4年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算

令和4年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ643,871千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		69,611
	1 負担金	69,611
2 交付金		231,667
	1 交付金	231,667
3 使用料及び手数料		193,717
	1 使用料	193,717
4 財産収入		506
	1 財産運用収入	505
	2 財産売払収入	1
5 繰入金		142,770
	1 特別会計繰入金	89,346
	2 基金繰入金	53,424
6 繰越金		4,317
	1 繰越金	4,317
7 諸収入		1,283
	1 預金利子	1
	2 弁償金	1
	3 雑入	1,281
歳入合計		643,871

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,304
	1 議会費	1,304
2 総務費		587,584
	1 総務管理費	587,379
	2 監査委員費	205
3 事業費		52,976
	1 研修等事業費	52,976
4 積立金		505
	1 基金積立金	505
5 予備費		1,502
	1 予備費	1,502
歳出合計		643,871

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新潟県自治会館大規模改修事業 本館空調設備改修工事	令和4年度から令和5年度まで	128,747
新潟県自治会館大規模改修事業 本館防災設備改修工事監理業務	令和4年度から令和5年度まで	2,822
新潟県自治会館大規模改修事業 本館防災設備改修工事	令和4年度から令和5年度まで	60,477
新潟県自治会館大規模改修事業 別館建築工事監理業務	令和4年度から令和5年度まで	2,270
新潟県自治会館大規模改修事業 別館建築工事	令和4年度から令和5年度まで	48,644

令和4年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算

令和4年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,322,029千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		5,289,003
	1 負担金	5,289,003
2 財産収入		33,020
	1 財産運用収入	33,019
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		4
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	2
歳 入 合 計		5,322,029

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		4,386,195
	1 退職手当事業費	4,356,914
	2 繰 出 金	29,281
2 積 立 金		916,041
	1 基金積立金	916,041
3 諸 支 出 金		16,793
	1 雑 支 出	16,793
4 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		5,322,029

令和4年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算

令和4年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,889千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		9,574
	1 負 担 金	9,574
2 財 産 収 入		40
	1 財産運用収入	40
3 繰 入 金		22,272
	1 基金繰入金	22,272
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2
	1 預金利子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		31,889

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		31,849
	1 非常勤職員公務災害補償等事業費	30,753
	2 繰 出 金	1,096
2 積 立 金		40
	1 基金積立金	40
歳 出 合 計		31,889

令和4年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算
 令和4年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,684,945千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		799,731
	1 負 担 金	799,731
2 交 付 金		844,200
	1 交 付 金	844,200
3 財 産 収 入		2,556
	1 財産運用収入	2,555
	2 財産売払収入	1
4 繰 入 金		37,548
	1 基金繰入金	37,548
5 繰 越 金		809
	1 繰 越 金	809
6 諸 収 入		101
	1 預金利子	1
	2 雑 入	100
歳 入 合 計		1,684,945

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		1,682,389
	1 消防団員等事業費	1,664,361
	2 繰 出 金	18,028
2 積 立 金		2,555
	1 基金積立金	2,555
3 諸 支 出 金		1
	1 雑 支 出	1
歳 出 合 計		1,684,945

令和4年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算

令和4年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,375千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		811
	1 負 担 金	811
2 財 産 収 入		1,561
	1 財産運用収入	1,560
	2 財産売払収入	1
3 繰 入 金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2
	1 預金利子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		32,375

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		30,814
	1 消防賞じゅつ金費	30,631
	2 繰 出 金	183
2 積 立 金		1,560
	1 基金積立金	1,560
3 諸 支 出 金		1
	1 雑 支 出	1
歳 出 合 計		32,375

令和 4 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算

令和 4 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 940,065 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 会 費 収 入		446,098
	1 会費収入	446,098
2 財 産 収 入		13,291
	1 財産運用収入	13,290
	2 財産売払収入	1
3 繰 入 金		480,672
	1 基金繰入金	480,672
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

5 諸 収 入		3
	1 預金利子	1
	2 雑 入	2
歳 入 合 計		940,065

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		523,458
	1 交通災害共済事業費	482,700
	2 繰 出 金	40,758
2 積 立 金		416,007
	1 基金積立金	416,007
3 諸 支 出 金		100
	1 雑 支 出	100
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		940,065

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
報償費支払管理システム 保守業務	令和5年度から令和9年度まで	15,000

監 査 委 員 公 表

定例監査（財務監査）結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定並びに新潟県市町村総合事務組合監査基準に基づき、定例監査（財務監査）を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

令和4年2月16日

新潟県市町村総合事務組合監査委員 大塚 昇 一
新潟県市町村総合事務組合監査委員 南 雲 正

1 監査の対象

令和3年4月から令和3年11月までに行われた自治会館維持管理（設備管理）に係る業務委託事務（指名競争入札）ほかの事務等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（担当課：人事会館課）

2 監査の実施日

令和4年1月26日

3 監査の着眼点

- ・法令等に適合し、正確であること
- ・最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めていること

4 監査の実施内容

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、担当課から提出された資料、提示のあった関係書類等の閲覧及びこれらに係る担当課の説明の聴取その他の監査手続を実施した。

5 監査結果

上記監査の対象に係る事務等が適正に行われていること及び最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。